

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和３年度報告分）

資料５－８

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
1	重度障がい者等の支援の受け皿について	8050を中心に複合的なケース、虐待ケースが増加しており、特に環境によって自傷他害を含む行動障害を伴うケースの場合、グループホームやショートステイでの受け入れが難しく、ハイリスクの状態のまま在宅支援を継続せざるを得ず、権利侵害の状況が長期化したり、目途の立たない施設入所を検討するほかない状況にあるケースも発生している。	・各区の受け皿が困難となっているケースの実態や内容の把握を行い、共通課題を洗い出していく必要がある。 ・市全体で、新規、または既存のグループホーム事業所への障害研修を実施、その中で重度障害者の受け皿不足の課題を共有や、行動障害等のある当事者支援についてのSV派遣の紹介や啓発、受け皿の補助などについて積極的に働きかける。	・医療的ケアのある障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると考え、重度障がい者の受け皿確保のため、グループホームにおいて受入にあたり必要となる住宅改造費の補助を実施している。 ・強度行動障がいのある方については、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る住改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備している。 ・グループホーム事業者に対しては、行動障がいのある人への支援について学び、グループホームが抱える課題等の情報交換を行う研修の機会を設け、積極的な活用を周知している。	・引き続き、強度行動障がいのある方など重度の障がい者を受け入れやすい環境整備のための住宅改造費補助を実施する。 ・グループホームの職員の資質の向上を図ることは重要であり、グループホームが担う役割や障がい特性に応じた支援技術向上等に関する各種研修会等の確保とともに、当該研修を積極的に活用し、職員の研修機会を確保するよう周知していく。	重度障がいへの支援	住吉区
2	より重度な障がい者へ生活の場を提供するサービス事業所の増設について	強度行動障がいや緊急対応・医療的ケアを要するケースの対応において、グループホームやショートステイなどの、生活の場を提供するサービスが不足しており、受入困難な状況が生じている。	強度行動障がいや緊急対応・医療的ケアを要する方を受け入れることのできるグループホームやショートステイなどの、生活の場を提供するサービス事業所の増設が必要である。	・医療的ケアのある障がい者、強度行動障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると考え、重症心身障がい児者等医療型短期入所事業等の実施に加え、グループホームにおいて受入にあたり必要となる住宅改造費の補助を実施している。 ・強度行動障がいのある方については、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備している。	・引き続き、強度行動障がいのある方など重度の障がい者を受け入れやすい環境整備のためのグループホームにおける住宅改造費補助や重症心身障がい児者等医療型短期入所事業等を実施していく。		都島区
3	重度障がい者の権利擁護や地域における支援の受け皿となる社会資源の開拓について	重度障がい者（特に強度行動障がいの人たち）の虐待防止や自己実現をサポートする取り組みがあまり進んでいないように思われる。また、地域における重度障がい者の支援に関して受け皿の少なさが目立っており、社会資源の開発やサービス利用の安心と安定につながる仕組みづくりが必要と思われる。	区内グループホーム等の社会資源の少なさを把握し、重度障がい者の地域生活を支えることができるよう社会資源の開拓をする。更に、障がい者の権利擁護活動を行い、人権啓発に向けた取り組みを継続していく。	・医療的ケアのある障がい者、強度行動障がい者等、重度の障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると考え、グループホームにおいて受入にあたり必要となる住宅改造費の補助を実施している。 ・強度行動障がいのある方については、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備している。	・引き続き、強度行動障がいのある方など重度の障がい者を受け入れやすい環境整備のためのグループホームにおける住宅改造費補助を実施していく。		住之江区
4	相談支援事業所の増設について	相談支援事業所の相談件数は年々増加しているが（基幹相談支援センター相談件数：H30年度 705件、H31年度 1288件、R2年度 1842件）、個所数は増えておらず、相談員の負担が大きくなっている。	区自立支援協議会の相談支援部会や事業所部会などとも連携しながら、社会資源の新規創設及び育成について区全体として取り組んでいく必要がある。	計画相談支援の利用を希望する方が円滑に利用できるよう基盤整備や、計画相談支援事業所が安定的に事業運営できる体制づくりが重要であると考えている。国に対して、相談支援事業所の参入が進み、事業所運営が成り立つ報酬体系とするよう要望している。	相談支援専門員の増員を促進するにあたっては、相談支援の質及びそれを担う人材の確保が重要となることから、令和４年度に実施した事業所向けアンケート調査の結果等を踏まえ、相談支援体制の充実に向けた取組みを行う。	相談支援体制	都島区
5	教育機関との連携、通学問題について	小、中学校の教育機関と障がいを持つこどもの支援について、教育現場側が障がい理解や福祉サービスへの理解が追いついておらず、悩んでいる現場教員もおられると思う。またそうした状況が長期化すれば不登校やひきこもりなどの懸念もある。現状では、教育機関と連携をする場合、担当児童を通じ面識のある先生と個々に連携しており、組織間の連携基盤ができていない。また、通学に支援を要する児童は、利用できる福祉サービスがなく、家族が担う負担についての課題も増加している。（教育と福祉の縦割りの弊害）	校長会等を通して、自立支援協議会と情報交換や研修会を合同で行う等のつながりをつくり、障がい児支援について学校教員と連携し、本人や家族の不安やしんどさをどうサポートするか学校と連携できる仕組みが必要である。 普通学校の通学保障のために、学校で支援員を配置したり、ファミリーサポートの年齢上限を撤廃して教育委員会が事業を持つことの検討が必要。	多様な障がいのある児童生徒が在籍しており、教員が個々の障がいを理解し適切な支援が行えるよう、学校を訪問して助言を行う巡回指導を実施している。また、管理職研修や特別支援教育担当教員研修を通じて、関係機関の役割や機能、連携の大切さについて説明している。また、障がいのある児童生徒の通学支援について、各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、重度肢体不自由等の障がいで自力通学できない児童生徒に対して、通学タクシー事業を実施している。	引き続き巡回指導や研修等の機会を通じて学校を支援していく。 通学タクシー事業については、実態把握を行い、検証しつつ適切な運用に努める。また、福祉局等の関係諸機関と連携を進める。	関係機関との連携	住吉区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和3年度報告分）

資料5－8

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
6	相談支援員とケアマネジャーの連携について	65才を契機に行う、サービスの介護保険制度への切替について、制度の成立の違いから利用するサービスの質・量の変化を求められることで、安心して暮らしていく事が継続できない不安が高まることが考えられる。ケアマネジャーと相談支援員の役割や考え方に大きな違いがあり、その違いにより、利用者の生活に大きな変化が求められる可能性が懸念される。	ケアマネジャーと相談支援員との勉強会の開催や情報発信を通じて、両者が相互に連携して利用者を支援できる体制を構築する。	本市においては、これまで障がい福祉サービスを利用されてきた方が、65歳到達等により、介護保険サービスに移行する場合には、円滑なサービス利用となるよう、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有するなど両者が連携していくことが重要と考えている。 各区の担当では、本人や相談支援専門員、ケアマネジャーと連携することにより、本人の心身の状況等を考慮したサービス提供が行えるよう努めており、障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう各区において支給決定を行っているところである。 平成30年度からは共生型サービスも創設されたところではあるが、障がい福祉サービスを利用されている方が、介護保険サービスを受けられる際には、ケアマネジャーは、介護ニーズのみならず、個々の障がい特性に応じたきめ細かなアセスメントを行い、心身の状況、その置かれている環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスが過不足なく提供されるよう、配慮してケアプランの作成を行っている。	今後も継続して、障がい福祉と介護保険との適用関係、共生型サービス、その他様々な障がい者施策について、集団指導などの中で、研修資料を用いて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を進めていく。	関係機関との連携	港区
7	障がい者単独の課題に対する（個別）ケア会議の開催について	高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者支援の分野においては法定会議が設けられているが、障がい者福祉においては出席者に守秘義務を課す法定会議がなく、複合的な課題ケースについては他の分野の法定会議を兼ねることにより運営しているものの、障がい者福祉単独であれば、個人情報に関して本人・家族の同意がなければケア会議が開けない。	障がい者単独のケア会議に当事者の同意がなくとも、必要な個人情報の共有と守秘義務を課す規定が必要である。	複雑・多様化した課題を抱える世帯や、セルフネグレクトの状態にある方などである場合は、とりわけ地域の関係機関等が連携して支援することが重要であると考えている。しかし、障害者総合支援法に基づく協議会は、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備を協議する場とされており、個別の事例の検討の場として位置づけられていない。	令和6年4月1日施行予定の改正障害者総合支援法において、協議会での障がいのある方の個々の事例の情報共有や協議会の参加者に対する守秘義務等が規定されたところであり、引き続き国の動向を注視しながら、今後の運用について検討する。	ケア会議	旭区
8	総合的な相談支援体制について	障がい分野では、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会のような会議の枠組みがないため、開催する場合は、特定相談支援事業に位置付けられている「サービス担当者会議」となり、民間任せの会議であることから位置づけが弱い。	・行政機関が医療機関や関係各課を招集する力は民間では難しいため、公的機関が設置する障がいのある人の地域生活を支える等運用が必要。 ・障がい分野でも地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会のような会議の枠組みを求めていく必要がある。	複雑・多様化した課題を抱える世帯や、セルフネグレクトの状態にある方などである場合は、とりわけ地域の関係機関等が連携して支援することが重要であると考えている。しかし、障害者総合支援法に基づく協議会は、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備を協議する場とされており、個別の事例の検討の場として位置づけられていない。	上記に同じ。		住吉区
9	虐待対応について	年々増加する障害者虐待について、各区や担当者レベルで動きや解釈が異なり、虐待スキーム通りに動けていない場合がある。また、コロナ禍で急激に増加した通報等により、マンパワーは不足し業務のひっ迫は明らかである。 また、サービス事業所が長年関わっていても、「障がい特性・これまでの慣習・性格」などの認識により、「虐待・権利侵害」と捉えられることなく通報に至らない課題がある。このことにより、重大な事案になってから警察などからの通報で発覚するなど、権利侵害の早期通報、早期対応がなされていない。早期通報があっても、前述の課題、および前項の課題があり、障がいのある人の権利侵害の対応全般において不十分な状況がある。	・各区で虐待対応について、区、基幹、協議会単位で共有できるような研修の場を作る。（高齢者・障がい者 虐待防止見守り連絡会議等を活用し、研修開催、課題検討から区の取り組みと役割分担を明確に議論できる場の設定） ・各区は高齢者担当と障害者担当で虐待担当チームを組む体制にする必要がある。 ・虐待対応スキームに添った危機介入ができるよう虐待対応に従事する職員への虐待研修の徹底。虐待対応に従事する保健福祉センター・基幹相談支援センターの担当者は必ず着任前に研修の実施を義務化する。	障がい者虐待に関する研修について、各区保健福祉センターへは、初任者・中堅期・課長級と階層ごとの担当職員向けに実施するとともに、各区障がい者基幹相談支援センターの担当職員と合同で、専門職（弁護士・社会福祉士）を助言者として招き、事例検討会（中堅期研修）及び事例検証会議を実施し、担当職員のスキルアップを図っている。	引き続き、各区保健福祉センター及び各区障がい者基幹相談支援センターの担当職員を対象とした研修を実施することにより、担当職員のスキルアップを図るとともに、より効果が見込める開催方法や開催時期等について、都度、検討を行っていく。	虐待対応	住吉区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和４年度報告分）

資料５－８

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
1	相談支援員専門員の拡充について	全体的に相談支援業務に従事する相談支援専門員が不足している。特に障がい児相談支援事業所が少ない。障がい児給付の受給者が増加している中で、児童だけでなく家族全体への支援を要するケースもあるが、相談員の不足によりセルフプランにせざるをえない場合がある。また、初任者研修を受け、実際に配置されていても、実質兼務の関係等で人が足らず相談支援をやっていない事業所もあり、ニーズは高くても実情としては活かされていない。	相談支援専門員の増員、養成が必要。初任者研修など多くの人が受講しているにもかかわらず、従事する人材が増えていないため、根本的に計画相談支援事業に対する報酬の増額、基準の要件緩和等、計画相談支援、障がい児相談支援に対する報酬体系の見直し、処遇改善が必要である。	計画相談支援の利用を希望する方が円滑に利用できるような基盤整備や、計画相談支援事業所が安定的に事業運営できる体制づくりが重要であると考えている。国に対して、相談支援事業所の参入が進み、事業所運営が成り立つ報酬体系とするよう要望している。	国に対して、相談支援事業所の参入が進み、事業所運営が成り立つ報酬体系とするよう引き続き要望していく。また、相談支援の質及びそれを担う人材の確保に向けて、令和４年度に実施した事業所向けアンケート調査の結果等を踏まえながら、相談支援体制の充実にに向けた取組みを行う。	相談支援体制	阿倍野区
2	ケアマネジャーのスキルアップについて	障がい者は、65歳を契機にサービスを介護保険制度移行しなければならない。そのため、サービスの質・量が変化しないようケアマネジャーは障がい者に寄り添った支援をする必要がある。また、障がい福祉サービス利用者のうち、計画相談支援の利用率が約50％で、さらに障がい者の高齢化が進行しているため、ケアマネジャーは、今後さらに障がいに関する支援が増大する。	・障がい制度に関する理解を深めることができるよう、ケアマネジャーに「障がい制度に関する研修会」「介護保険制度に移行するためのガイドライン研修会」を開催している。 ・障がい支援相談員、医療機関、ケアマネジャーが一堂に会し、「事例検討会」を開催し、顔の見える関係作りの構築のための一助とする。 ・介護保険にスムーズに移行するために、65歳到達までになるべく多くの障がい者が計画相談支援を利用できるようにする必要がある。	本市においては、これまで障がい福祉サービスを利用してきた方が、65歳到達等により、介護保険サービスに移行する場合には、円滑なサービス利用となるよう、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有するなど両者が連携していくことが重要と考えている。 各区の担当では、本人や相談支援専門員、ケアマネジャーと連携することにより、本人の心身の状況等を考慮したサービス提供が行えるよう努めており、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう各区において支給決定を行っているところである。 平成30年度からは共生型サービスも創設されたところではあるが、障がい福祉サービスを利用されている方が、介護保険サービスを受けられる際には、ケアマネジャーは、介護ニーズのみならず、個々の障がい特性に応じたきめ細かなアセスメントを行い、心身の状況、その置かれている環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスが過不足なく提供されるよう、配慮してケアプランの作成を行う必要がある。	このため、障がい福祉と介護保険との適用関係、共生型サービス、その他様々な障がい者施策について、集団指導などの中で、研修資料を用いて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を進めているところである。	関係機関との連携	旭区
3	高齢障がい者の受け入れや対応について	障がい者の高齢化が進み、認知症や筋力の低下など、高齢化に伴うリスクが増えている現状で、介護保険事業所との連携が喫緊の課題になってきている。介護保険事業者の障がい理解や、障がい事業者の高齢化支援への経験不足など、お互いが補完し連携する必要があると高まっている。これから重度化高齢化課題は増加することが予想される。	障がい者の高齢化課題においては、介護保険事業者と障がい福祉事業者の相互連携と理解が必須であり、これからも高齢障がい者の支援は増加することが想定されるため、相互理解を進めるための研修やケース検討など、大阪市社会福祉研修情報センター等を利用して定期的に実施していく。	介護事業所等に対する集団指導において、「障がいのある方の介護保険利用について」により、介護保険優先原則について、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を利用者に与えることのないように指導を行っている。	今後も継続して、介護事業所等に対する集団指導において、周知を行い、障がい者の介護保険サービスの利用について、誤解を招くことがないように指導を行っていく。また、障がい福祉サービス事業者等に対する集団指導においても、同様の周知を行うよう進めていく。		住吉区

市地域自立支援協議会で検討する課題（令和 4 年度報告分）

資料 5 - 8

No	報告のあった課題			施策の状況		類型	区
	標 題	課題の内容	解決に向けた方策案など	現状	今後の予定・方向性		
4	福祉と教育の連携	旭区では、自立支援協議会こども部会において、教育と福祉の連携に取り組んでいるが、教育現場（小中学校）と福祉サービス事業所とが連携をする仕組みがないため、学校、福祉サービスがそれぞれの場で、それぞれのやり方で、子どものサポートを行っている。そのような現状では、不登校児の支援について、学校だけの対応に限界があり、初期段階での支援もスピーディに行うことが難しい。一方で、不登校児の居場所になっている放デイも少なくはない現状がある。	学校と福祉サービス事業所での不登校児童生徒の現状の把握を行うためにアンケート調査を実施する。その上で、困難を抱えている子どもと家庭を支援するための教育と福祉と医療のネットワークを構築し、ケースの状況に応じて迅速に関係者が情報共有を行い、連携協力しあえる環境を整える。また、必要に応じて、初期段階での直接的な不登校支援にも取り組む。	福祉と教育の連携については、各区地域自立支援協議会において地域の実情に合わせて連携をいただいているほか、大阪市障がい者施策推進協議会や大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議等、さまざまな場面で連携を図っている。また、個別のケースについては、各学校園、障がい児支援事業所等の関係機関において適宜連携を図っていただいているところである。 なお、放課後等デイサービスをはじめ、障がい児通所支援の在り方については、令和 6 年度に予定されている障がい福祉サービス等の基準省令改正・報酬改定等に向け、厚生労働省においても障がい児通所支援に関する検討会が開催される等、障がい児通所支援に求められる役割や必要な支援、報酬等について議論されているところである。	福祉局としても、国における議論や今後の制度改正を踏まえ、関係部局と連携を図っていく。	関係機関との連携	旭区
				・本市においては、令和 2 年度よりこどもサポートネットスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を学校数に応じて各区に 1 ～ 2 名、計 33 名を配置し、こどもサポートネットを全市展開している。本事業では学校と区役所の連携により、不登校に限らず、支援を要する家庭の発見と支援を要する家庭への適切な支援に努めている。 ・不登校児童生徒の対応については、今年 4 月に「不登校児童生徒が民間施設及び学校外で相談・指導を受けている場合の指導要録上の『出席扱い』に関するガイドライン」を作成し、各校に通知した。ガイドラインの内容とともに、福祉サービス事業所やフリースクール等の民間施設との連携の必要性並びに重要性について、6 月に管理職及び担当教員を対象に研修を実施し、周知を行った。	・引き続き、各校に対して福祉サービス事業所等、民間施設との連携の必要性・重要性を周知し、各校と民間施設が有機的に連携することで適切な支援に努める。また、各校の民間施設との連携について、こどもサポートネットを活用して区役所とも情報共有するとともに、SSWが担当区域の福祉サービス事業所等に関する情報把握を図り、各校・区・福祉サービス事業所等との連携充実に取り組む。 ・毎月 1 回ずつ実施している、SSW連絡会・研修会を継続し、SSWが 2 名のスーパーバイザーから、支援困難なケースについてスーパービジョンを受けるとともに、要因や背景の異なる様々なケースについてSSW間で対応の共有を図る等、SSWの資質向上に取り組む。また、連絡会・研修会において、SSWが学校教職員及び区役所関係職員に対し、学校と福祉の連携に関する研修を実施するようSSWに周知し、関係機関と連携しながらこどもサポートネットの充実に取り組む。		
5	支援困難ケースの対応について	複合的課題を抱えているケースにおいて、疑問や対応方法などについて、支援者が身近に相談できる体制がなかなか整っていないため、解決につながらないこともある。また、利用者やその家族などからの過度な期待や要求、ハラスメント行為等による相談員の負担も大きく、支援が困難となるケースも見受けられる。	区基幹相談支援センターだけでなく、専門家による助言等の相談支援専門員のフォローアップを行う。	困難事例等への対応のため、区障がい者基幹相談支援センターからの要請に応じて、専門的知見を有する者（スーパーバイザー）を派遣する体制を確保している。	区障がい者基幹相談支援センターが困難事例等への対応や指定相談支援事業所の後方支援を行うにあたり、専門的見地からの助言等を必要とする際には、スーパーバイザーの派遣を円滑に利用できるよう引き続き事業の周知に努めるとともに、各区の協議会等において実践されている相談支援体制の充実に資する取組みの情報共有をすすめる。	ケア会議	都島区
6	障がい者単独の課題に対するケア会議の開催について	障がい福祉においては法定会議がない。	障がい者単独ケア会議に当事者の同意がなくとも、必要な個人情報の共有と守秘義務を課す規定が必要である。	複雑・多様化した課題を抱える世帯や、セルフネグレクトの状態にある方などである場合は、とりわけ地域の関係機関等が連携して支援することが重要であると考えている。しかし、障害者総合支援法に基づく協議会は、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備を協議する場とされており、個別の事例の検討の場として位置づけられていない。	令和 6 年 4 月 1 日施行予定の改正障害者総合支援法において、協議会での障がいのある方の個々の事例の情報共有や協議会の参加者に対する守秘義務等が規定されたところであり、引き続き国の動向を注視しながら、今後の運用について検討する。		